

## 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

#### I 経緯

情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図ることが、喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①金融グループにおける経営管理の充実、②共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化、③ITの進展等に伴う技術革新への対応、④仮想通貨への対応等に係る施策を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）」が、平成28年5月25日に成立し、同年6月3日に公布された。

これを受け、関係政令及び内閣府令等の整備を行った（29年3月24日公布、同年4月1日施行）。

#### II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料4-1-1参照）

##### 1. 金融グループにおける経営管理の充実に係る関係政府令等の改正の概要

###### （1）金融グループの経営管理の充実

法改正により、銀行持株会社（銀行持株会社が存在しない場合はそのグループの頂点にある銀行）が、グループの経営の基本方針等を策定し、それらを適正に実施するなど、経営管理として果たすべき機能を法令上明確化した。

これに伴い、関係内閣府令等において、グループの経営の基本方針のほか、銀行グループの収支、資本の分配、自己資本の充実その他のリスク管理に係る方針、災害等発生時における銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針及び銀行グループの再建計画の策定など、グループの経営管理として策定すべき具体的な内容を規定した。

##### 2. 共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化に係る関係政府令等の改正の概要

###### （1）金融グループ内の共通・重複業務の集約等

法改正により、金融グループ内におけるシステム管理業務や資金運用業務などの共通・重複業務を持株会社で実施することを、当局の認可を前提に可能とするための制度の整備等を行った。

これに伴い、関係内閣府令において、持株会社で実施することが可能な共通・重複業務等として、システム管理義務や資金運用業務のほか、コールセンター業務、バックオフィス業務、商品開発業務、福利厚生に関する業務、融資審査業務

等を規定するなどした。

## (2) グループ内の資金融通の容易化

法改正により、同一持株会社グループ内の銀行間取引について、銀行の経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たすとして当局の承認を受けた場合には、アームズ・レンジス・ルールに基づかずに社内レート等を使用して取引又は行為を行うことを容認する規定の整備を行った。

これに伴い、関係内閣府令において、当局の承認を受ける際の具体的な要件として、アームズ・レンジス・ルールによらない取引または行為の条件を明確に定めていること及び銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことを規定した。

## 3. ITの進展等に伴う技術革新への対応に係る関係政府令等の改正の概要

### (1) 金融関連IT企業等への出資の柔軟化

法改正により、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む金融関連IT企業等への出資を、当局の認可を前提に柔軟化する措置を講じた。

これに伴い、関係内閣府令において、出資元の銀行の財務の健全性及び出資元の業務内容と銀行業務との関係といった観点から、当該企業等への出資に際しての認可審査事項について具体的な内容を規定した。

### (2) 決済関連事務等の受託の容易化

法改正により、システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループ等からの収入依存度の緩和の措置を講じた。

これに伴い、関係告示において、既存の従属業務のうち、ATMの保守点検業務、他の事業者の事務に係る計算を行う業務、システム・プログラムの設計・保守等業務を緩和の対象としたほか、これらの業務と併せて営まれる場合には、文書作成業務、現金等輸送・集配業務、事務取次業務についても広く緩和の対象とした。

### (3) ITの進展に対応した決済関連サービス提供の容易化と利用者保護の確保

法改正により、ITの進展に伴う多様な決済サービスの登場に対応するため、決済関連サービス提供の容易化と利用者保護を確保するための措置を講じた。

これに伴い、関係政府令において、IT機器を利用した前払式支払手段に対応した情報提供の方法や払戻し時の公告方法、資金移動業の一部廃止の際の履行保証金の取戻しの手続等について、具体的な内容を規定した。

### (4) キャッシュアウトサービス

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告(27年12月22日)において、キャッシュアウトサービスについては、銀行法令上の「預金の払出し」に係る外部委託として整理し、キャッシュアウトサービスを行

う場合には、銀行に対し、監督上、必要に応じ、然るべき体制の整備等を求めていくことが考えられるとされた。

これに伴い、関係内閣府令において、キャッシュアウトサービスがATMサービス等の外部委託と同様に適切な業務がなされるよう、情報漏洩の防止や誤認防止等の預金者保護のために必要な措置の内容を規定した。

#### (5) 電子記録債権の利便性向上

法改正により、複数設立されている電子債権記録機関間で電子記録債権の移動を可能とし、電子記録債権の流動化による利用者利便の向上を図るため、電子記録の類型に「記録機関変更記録」の新設を行った。

これに伴い、関係政府令において、記録機関の変更請求に必要な情報等、記録機関変更記録の手続きにおいて必要となる事項を規定した。

#### (6) ホールセール分野の決済高度化

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告（27年12月22日）において、企業グループのキャッシュ・マネジメントに係る資金業規制の適用を見直すことが考えられるとされた。

これに伴い、資金業法施行令において、企業グループの戦略的な事業編成及び資産管理の効率化に資することを目的として、企業グループに属する会社等が行う当該企業グループに属さないこととなってから一年以内の会社等への貸付け及びその親会社等が共同出資する会社への貸付けを資金業の範囲から除外する改正を実施した。

### 4. 仮想通貨に関する法制度の整備に係る関係政府令等の改正の概要

#### (1) 利用者保護のための規定の整備

法改正により、仮想通貨と法定通貨の交換等を業として行う業者（仮想通貨交換業者）に対し、登録制の導入及び利用者保護のための規定を整備した。

これに伴い、関係政府令を改正するとともに、「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」を新設し、

- 利用者に対する情報提供（法定通貨との誤認防止に関する説明、手数料等契約内容に係る情報提供、仮想通貨の特性（価格変動等）を踏まえた情報提供）
  - システムの安全管理体制の構築
  - 最低資本金・純資産に係るルール（資本金1000万円以上、純資産額が負の値でない）
  - 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
  - 分別管理及び財務諸表についての外部監査
  - 当局による報告徴求・検査・業務改善命令等
- 等を規定した。

#### (2) マネロン・テロ資金供与規制

マネロン・テロ資金供与対策という国際的な要請に対応する観点から、法改正により、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の特定事業者に仮想通貨交換業者を追加し、取引時確認、記録の作成・保存、疑わしい取引の当局への届出等の義務を課すこととした。

また、関係政省令の改正により、取引時確認が必要となる取引として、

- 仮想通貨の交換等を反復・継続して行うこと等を内容とする契約の締結
- 200万円を超える仮想通貨の交換等、現金取引
- 10万円を超える仮想通貨の移転

を規定した。

## 5. その他

### (1) 現金紛失時の不祥事件届出の金額基準の見直し

銀行法施行規則等においては、現金等の紛失に係る不祥事件届出の金額基準が、一件当たり100万円以上と定められていたが、今般、金融行政モニターに対して、当該金額基準の見直しに関する意見が寄せられた。

これに伴い、関係内閣府令において、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえ、金額基準を廃止し、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とする改正を実施した。

## 第2節 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第98号）

### I 経緯

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、その目的に重要な役割を有する時限措置である、①金融機能強化法に基づく金融機関等の資本の増強に関する措置、②銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律に基づく銀行等保有株式取得機構による銀行等からの株式等の買取りに関する措置及び③保険業法に基づく生命保険契約者保護機構に対する政府補助に関する措置等について、当該措置の期限を5年間延長することを内容とする「金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」が、平成28年11月25日に成立し、同年12月2日に公布された。

### II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料4-2-1参照）

#### 1. 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正等

##### （1）金融機関等による国の資本参加申込み期限の延長

金融機能の強化のための特別措置に関する法律を一部改正し、金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を34年3月31日まで延長することとした。

##### （2）金融機関等の経営基盤強化に関する計画の主務大臣への提出期限の延長

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法を一部改正し、金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を34年3月31日まで延長することとした。

#### 2. 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正

##### （1）会員等からの株式等の買取り等の期限の延長

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を34年3月31日まで延長することとした。

##### （2）銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長

銀行等保有株式取得機構の存続期限を44年3月31日まで延長することとした。

### **3. 保険業法の一部改正**

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を34年3月31日まで延長することとした。

## **III その他**

### **1. 施行期日**

この法律は、公布の日から施行された。

### 第3節 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）

#### I 経緯

情報通信技術の進展等の我が国の金融サービス業をめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働（オープン・イノベーション）を推進するとともに利用者保護を確保することが、喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①電子決済等代行業者に登録制を導入し、利用者に関する情報の安全管理や、電子決済等代行業を営むに際しての金融機関との契約締結等を求めること、②金融機関に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の作成・公表等を求ること等を内容とする「銀行法等の一部を改正する法律」が、平成29年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された。

#### II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料4-3-1参照）

##### 1. 電子決済等代行業者の登録制導入とルール整備

電子決済等代行業者に対して登録制を導入するとともに、体制整備・安全管理に係る措置として、電子決済等代行業者に対し、利用者保護のための体制整備や、情報の安全管理義務、財産的基礎の確保等を求めており、また、電子決済等代行業者に対し、サービスの提供にあたり、利用者の損害に係る賠償責任の分担や、利用者に関する情報の安全管理を含む契約を金融機関と締結することを求めている。

##### 2. 金融機関におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置の整備

電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表や、電子決済等代行業者との接続に係る基準の策定・公表、オープンAPIと呼ばれる、フィンテック企業が金融機関のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式を幅広く開放することに係る努力義務等を求めており、

##### 3. 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化

一律に4月1日から翌年3月31日までの事業年度となっていたところ、外国銀行本店の事業年度を選択することを可能とする。

#### III その他

##### 1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、下記2.（4）、（5）については、公布の日から施行することとする。

## 2. 経過措置等

- (1) この法律の施行の際現に電子決済等代行業等を行っている者は、施行日から起算して6ヶ月間は、登録を受けなくても当該電子決済等代行業等を行うことができることとする。
- (2) 施行日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までは、この法律の施行の際現に銀行等の口座情報を取得し、これを預金者等に提供することのみを行っている電子決済等代行業者等は、銀行等との間の契約締結義務を猶予することとする。
- (3) 銀行法等の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。
- (4) 銀行等は公布の日から起算して、9ヶ月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定し、公表しなければならないこととする。なお、29年6月27日に「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令」等が公布・施行された。
- (5) 電子決済等代行業者等との間で電子決済等代行業者等に係る契約を締結しようとする銀行等は、施行日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までに、当該電子決済等代行業等が、利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならないこととする。
- (6) その他所要の経過措置等を定めることとする。

## 第4節 フィンテックへの対応

### I FinTechサポートデスク

#### 1. 経緯

平成27年9月に公表した「平成27事務年度 金融行政方針」において、金融庁としては、フィンテックの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、フィンテックの動向を出来る限り先取りして把握していくこととしている。

これを受け、同年12月、フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口として「FinTechサポートデスク」を金融庁に設置し、IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促している。

#### 2. 概要

「FinTechサポートデスク」においては、事業者からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネスや事業者のニーズ把握を進めている。

平成28事務年度においては、計131件の問い合わせが寄せられている。月平均では11件の問い合わせが寄せられており、そのうちの多く（8割強）は事業計画に基づいた、法令解釈に係る具体的な相談が占めている。法令解釈に係る相談のうち、仮想通貨関連の相談が最も多く（3割強）、電子マネーやポイント等の前払式支払手段や送金等の他の決済関連サービスとあわせると5割弱を占める。（資料4-4-1参照）

法令解釈に係る相談（109件）のうち、既に対応が終了した案件（69件）については、平均して5営業日弱で対応している。

### II 決済高度化官民推進会議の開催

#### 1. 経緯・背景等

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要である。

27年12月に、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが官民連携してフォロー・意見交換することを目的

として、28年6月3日に「決済高度化官民推進会議」（座長：森下哲朗 上智大学法科大学院教授）が設置された。（資料4-4-2参照）

## 2. 議論の状況

### ○第2回（29年1月11日開催）

アクションプランの進捗状況について、各説明者より報告が行われ、討議を実施。

- ・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
- ・経済産業省：XML等に関する経済産業省の取組み
- ・金融情報システムセンター（FISC）：情報セキュリティに関する取組み

### ○第3回（29年6月21日開催）

アクションプランの進捗状況について、各説明者より報告が行われ、討議を実施。

- ・金融庁：決済高度化・FinTechを巡る取組み
- ・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
- ・日本商工会議所：中小企業のフィンテック対応・活用に関する提言
- ・FISC：情報セキュリティに関する取組み
- ・経済産業省：FinTechビジョン
- ・財務省：外為報告及び非居住者円送金の見直し

## III フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議の開催

### 1. 経緯・背景等

欧米等に比べ、我が国では、先進的なフィンテック・ベンチャー企業やベンチャーキャピタルの登場が未だ必ずしも実現していないとの指摘がある。

我が国の強みを生かしつつ、海外展開も視野に入れたフィンテック・ベンチャー企業の創出を図っていくためには、技術の担い手（研究所、技術者等）とビジネスの担い手（企業、資金供給者、法律・会計実務家等）など、幅広い分野の人材が集積し、これらの連携の中で、フィンテック・ベンチャー企業の登場・成長が進んでいく環境（エコシステム）を整備していくことが重要である。

こうした観点から、「フィンテックエコシステム」の実現に向けた方策を検討するとともに、こうした動きが金融業に与える影響について議論することを目的として、28年4月27日に「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」（座長：福田慎一 東京大学大学院経済学研究科教授）を設置した。（資料4-4-3～4参照）

## 2. 議論の状況

### ○第3回（28年10月5日開催）

NTTデータ経営研究所研究理事・山上聰氏より海外を中心としたデジタルイノベーションの潮流、A.T.カーニーパートナー佐藤勇樹氏・矢吹大介氏より金融機関における革新的な事業創造についてヒアリングを実施した。

## IV Fintech時代のオンライン取引研究会の設置

フィンテックに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展し、金融業・市場に変革をもたらしつつある中で、例えば、犯罪収益移転防止法上の顧客の本人確認がオンラインで完結せず課題となっているとの指摘がある。

こうした指摘等を受け、フィンテックに対応した効率的な本人確認方法など、フィンテック時代のオンライン取引に係る諸課題について、議論・検討を行うことを目的として、29年6月21日に「Fintech時代のオンライン取引研究会」(Fintech協会・新経済連盟・金融庁の共催)を設置し、同月23日に第1回会合を開催した。(資料4-4-5参照)

## V 国際的なネットワークの強化

### 1. 背景

フィンテックの進展に伴い金融サービス分野において構造的変化が起こりつつある中、こうした変化に適切に対応するためには、国内外の多様な分野の専門家等の知見を活用して、フィンテックに係る動向を先取的に把握し、フォワードルッキングな対応を図っていくことが求められている。

特に、フィンテックの進展はグローバルに展開しているため、海外当局や研究者等との連携を図っていく必要があるため、フィンテックに関する国際的なネットワークの強化に向けた取組みを実施した。

### 2. 取組み実績

フィンテックに関する国際的な連携・協働、ネットワーク形成等を目的として、各国のフィンテック関係者が参加するフィンテック・サミット(金融庁・日本経済新聞社の共催)を28年9月20日・21日に開催した。(資料4-4-6参照)

また、ブロックチェーン技術に関して、我が国が国際的な研究を主導するため、MITメディアラボ等との間で、ブロックチェーン技術に関する国際的な共同研究を立ち上げることとしており、28年3月に、準備会合を東京で開催した。(資料4-4-7参照)

さらに、29年3月以降、フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジのサポートを目的として、英国・シンガポール・オーストラリアの金融監督当局との間でフィンテックに係る協力枠組みの構築に関する書簡の交換を行った。(資料4-4-8参照)

(注) MITメディアラボとは、MIT(マサチューセッツ工科大学)のSchool of Architecture + Planning内に設置された研究所であり、ビットコイン等の暗号通貨やその基礎となる技術について研究を行っている。

## 第5節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

### I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

同法に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。（資料4-5-1参照）

### II 預保納付金事業について

預保納付金の具体的使途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームにおいて議論がなされた。その結果、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとされた（内閣府・財務省令で規定）。

預保納付金事業は、公募を通じて選定された公益財団法人日本財団を事業の担い手として25年度より開始されている。

（参考）事業の概要（後述の通り、28年より事業内容の見直しがなされている）

① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした無利子貸与、返済期間は30年以内）

- ・大学生：月額8万円、大学院生：月額10万円
- ・高校生：月額5万円（私立）、3万円（国公立）
- ・入学時に一時金を貸与（大学生は30万円）

② 団体助成事業

犯罪被害者等を支援する団体を対象に、当該団体の財政基盤を支える仕組み

を作る事業や犯罪被害者等への支援拡充のための資機材を整備する事業等について、助成を行っている。

### III 預保納付金事業の見直しについて

#### 1. 預保納付金事業の見直し

預保納付金事業について、政府の第3次犯罪被害者等基本計画（計画期間：28～32年度）の策定に向けた議論を通じて、その見直しを求める意見が寄せられてきた。27年11月に、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームを設置し、議論が行われ、28年3月に報告書が取りまとめられた。同報告書で示された見直しの主な内容は、以下のとおり。（資料4-5-2参照）

##### ① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした給付）

貸与制から給付制に移行する。

- ・大学生：月額5万円、大学院生：月額5万円
- ・高校生：月額2.5万円（私立）、1.7万円（国公立）
- ・入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

##### ② 団体助成事業

団体助成事業において、原則として人件費は対象となっていたところ、犯罪被害者等支援団体への定着が見込まれる人材について、相談員としての要件を満たすまでの必要な育成費（雇用経費）を助成対象に追加。

#### 2. 担い手の再選定

今般の事業内容の変更に伴い、担い手の再選定を公募により実施。28年10月、公益財団法人日本財団を担い手に選定した。

#### 3. 新事業の開始

28年12月から新事業を開始している。

## 第6節 休眠預金等活用法について

### I 経緯

現状、金融機関においては、長期（10年）にわたって入出金等の異動がない預金（休眠預金）が毎年1,200億円程度発生しており、金融機関は、休眠預金を利益として計上するが、預金者から請求があれば払戻しを行っている（毎年500億円程度が返還）。

休眠預金を民間の公益活動に活用するとの観点から、平成28年5月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）案」（議員立法）が国会に提出され、同年12月2日に成立、同月9日に公布された（施行は30年1月1日）。

### II 概要

#### 1. 法律の概要（資料4-6-1参照）

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

#### 2. 政省令の概要

休眠預金等活用法の実施に必要な政省令を整備した。

##### （1）休眠預金等活用法施行令（29年2月17日公布）

預金保険機構が休眠預金の管理業務を行うために金融機関から資金の借入れを行う場合の限度額等を定めている。

##### （2）休眠預金等活用法に係る内閣府令・財務省令（29年2月17日公布）

預金保険機構が預金者への払戻しのために積み立てなければならない準備金の計算方法等を定めている。

##### （3）休眠預金等活用法施行規則（29年3月3日公布）

法の対象から除かれる預金、異動事由の具体的な内容、公告の方法・期間、通知の対象・方法・通知事項、金融機関から預金保険機構への休眠預金の納期限、金融機関から預金者への払戻しの申請方法・受領方法等を定めている。

## 第7節 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正

金融機関が金融庁へ提出する書類の中で、役員等の氏名の記載が求められている場合、氏名の真正性・同一性を確認するため、女性役員等が婚姻前の氏名のみを記載することは認められていなかった。

もっとも、婚姻前の氏名を併記した役員選任届等が既に提出されていれば、氏名の真正性・同一性の確認が可能である。このため、これらの確認が可能な場合に、金融庁への提出書類上、役員等の氏名記載の際に婚姻前の氏名のみの記載を可能とする旨の内閣府令及び監督指針等の改正を行った（平成29年3月23日公布、同年4月1日施行）。